

再処理事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

新規制基準適合性に係る審査会合等でのご指摘を踏まえるとともに、行政面談を通して確認した申請書記載内容の考え方等をもとに、「重大事故等対処施設」（重大事故対策）と「再処理施設への人の不法な侵入等の防止」（設計基準）に関して、申請書の内容について追加・充実を図りました。

1. 「重大事故等対処施設」（重大事故対策）の記載内容の追加・充実

法令（再処理規則）で定められている「重大事故」のうち「蒸発乾固」「臨界事故」「使用済燃料の損傷」の3項目について、申請書記載の追加・充実を図っている。

申請書の追加・充実を図った主な変更点は、以下のとおり。

- ① 重大事故の発生防止、拡大防止、影響緩和などに必要な設備（建屋内ホース、可溶性中性子吸収材供給器、スプレー設備等）の保管場所などを明確化
- ② 可搬型設備に係る記載の充実及び可搬型設備の追加（建屋個別電源車等）を反映
など

2. 「再処理施設への人の不法な侵入等の防止」（設計基準）の記載内容の追加・充実

申請書の「再処理施設への人の不法な侵入等の防止」に関する記載について、「人の不法な侵入の防止」、「不正物品の持ち込みの防止」、「不正アクセスの防止」、「核燃料物質等の不法な移動の防止」、「手順等」などに分割し、記載内容を充実化。

以上